

■エアーズ AIRS 規約 (2015年5月3日改正)

- (名称) 第1条 この団体の名称は、エアーズ AIRS という。
- (事務所) 第2条 この団体の事務所は、青森市橋本1丁目9-16-602(白戸自宅)におく。
- (目的) 第3条 この団体は、国際芸術センター青森(略称ACAC)で行う全ての事業をサポートするボランティア活動のほか、アーティスト・イン・レジデンスにおける市民とアーティストとの交流を進める中から、多くの市民が文化芸術活動に親しみ、参加し、アートを通じたグローバルな(国際的な視野に立った)コミュニケーションの推進を図り、広く地域の文化芸術の充実・発展に寄与することを目的とする。
- (事業) 第4条 この団体は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 国際芸術センター青森に滞在して創作を行うアーティストの、創作活動をサポートする活動
(2) アーティストと市民のふれあいや交流を進めるとともにアートを通じた市民相互の体験・交流を進める活動
(3) 国際芸術センター青森における各種イベントをサポートする活動
(4) アートを通じた国際文化交流や、世代、性別等を超えグローバルな(国際的な視野に立った)市民同士の交流を推進する活動
(5) 市民による自主的アートイベントを企画・実施あるいは支援する活動
(6) 文化芸術に関する情報交換及び情報発信を行う活動
(7) その他この団体の目的を達成するための諸活動
- (会員) 第5条 この団体の会員は次のとおりとする。
(1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人
(2) 賛助会員 この団体の事業を援助する企業及び団体
- (役員) 第6条 この団体に次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 2名以下
(3) 運営委員 12名以下
(4) 監事 2名
(5) 会計 1名
2 会長はこの団体の業務を総括し、団体を代表する。
3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときにはその職務を代行する。
4 運営委員は第11条に定めるところにより、その職務を行う。
5 監事は、業務の執行および会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
6 会計はこの団体の一切の金銭の出納を管理・記録し、決算報告を行う。
7 役員は会員の互選により決定し、総会において承認を得るものとする。
- (役員の選任等) 第7条 この団体の役員は総会において選任する。
2 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
3 役員は、任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- (顧問及び参与) 第8条 この団体に、顧問及び参与を置くことができる。
2 顧問及び参与は運営委員会に諮り会長が委嘱する。
- (会議) 第9条 この団体の会議は、総会及び運営委員会とする。
- (総会) 第10条 この団体の総会は会員をもって構成する。
2 総会は、毎年1回以上会長が召集し、次の事項を議決する。
(1) 事業計画及び事業報告
(2) 予算及び決算
(3) 規約の変更に関する事項
(4) その他総会が必要と認める事項
- (議決) 第11条 総会及び運営委員会の議決及び決定は、会議に出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところとする。
- (運営委員会) 第12条 運営委員会は会長、副会長、及び運営委員をもって構成する。
2 委員会は、毎年1回以上会長が召集して開催し、次の事項を決定する。
(1) 総会に付すべき事項
(2) 事業計画及び収支予算の一部変更
(3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (事務局) 第13条 団体の日常の事務を処理するため事務局を置く。
2 事務局は会長が委嘱し、総会で承認を得るものとする。
- (経費) 第14条 事業に要する経費は、会費、賛助金、寄付金、助成金をもってあてる。
- (会費) 第15条 会員の会費は次に定めるところによる。
(正会員) 年間 1,000円。ただし一定期間徴収しない。
(賛助会員) 年間 10,000円
- (補足) 第16条 この規約の施行について必要なことは別に定める。
- (附則) この規約は平成16年4月21日付けで改定し発効する。
この規約は平成17年4月24日付けで改定し発効する。
この規約は平成27年(2015年)5月3日付けで改定し発効する。